

令和2年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針

施設名：女性自立支援センター

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
Ⅲ(2) 安定的な運営が可能となる人的能力等	○提案のあった基本的な考え方に基づく取組み、組織体制、人員配置 ○提案のあった安定的な運営を図るための取組み	○「職員の質の向上を図るための取組み」については、職員のスキル向上に係る取組みと利用者のサービス向上に係る取組みを分かりやすく分けて記入されたい。	○府は指定管理者に対し、「職員の質の向上を図るための取組み」について、職員のスキル向上に係る取組みと利用者のサービス向上に係る取組みを分かりやすく分けて記入するよう指示を行った。	○指定管理者は、「職員の質の向上を図るための取組み」について、職員のスキル向上に係る取組みと利用者のサービス向上に係る取組みを分かりやすく分けて記入するように努めることとする。
Ⅲ(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	○法人の経営状況	○財務状況抜粋について、この項目だけでは適切な判断が難しい。法人全体の「資産合計」「負債合計」「純資産合計」についても記載するよう検討されたい。	○府は指定管理者に対し、法人の経営状況を確認するための財務状況の抜粋について、より正確な判断を行うために、法人全体の「資産合計」「負債合計」「純資産合計」についても記載するよう指示を行った。	○指定管理者は、財務状況の抜粋について、法人全体の「資産合計」「負債合計」「純資産合計」についても記載することとする。